

# 販路開拓支援助成事業のお知らせ

福生市商工会では、市内事業者が販路拡大を図ることを目的にビジネスマッチングの場（展示会等）へ出展した場合に、出展料や販路のための掲示物・配布物、自社または新商品の PR 動画等の作成物の一部を助成することにより販路の拡大や販売促進につながる取り組みを支援します。

販路開拓支援助成事業については、下記のとおりです。

## 記

対象展示会等	令和4年5月1日から令和5年3月17日までに開催される国内の展示会・見本市（販売のみを目的としたものは除く）など ※福生市商工会が主催または共催する展示会等は対象外 ※東京都商工会連合会が主催または共催する展示会等は対象外 ※親会社グループ内企業の主催する展示会等は対象外
申請要件	助成金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 福生市内で事業を営んでいる事業者 (2) 福生市内で事業を営んでいることが確認できる資料の提示（確定申告書、開業届など） (3) 同一の内容で国等からの助成を受けていないこと（受けないこと） (4) 申請日時点において、引き続き市内で事業を継続する意思があること (5) 「新商品掲示物・配布物」、「自社または新商品の PR 動画作成」については、当会の『福生市よろず相談支援事業』にて2回の経営相談を実施された事業者もしくは伴走型支援事業で販路開拓が必要とされた事業者。
助成内容	出展小間料、輸送費、商品等 PR パンフレット作成料（自社作成は除く）の助成対象と認められる経費。消費税は対象外です。
助成金限度額	(1) 「展示会・見本市出展」……助成上限額10万円（一事業者） (2) 「新商品掲示物・配布物」、「自社または新商品の PR 動画作成」……助成上限額20万円（一事業者） ※（1）と（2）合算で一事業者限度額30万円まで ※小規模事業者は対象経費の3/4まで、中小企業は対象経費の2/3まで。 ただし、令和4年5月1日から令和5年3月17日までの間に契約（申込）・実施・支払いが行われたものに限ります。
事業予算額	90万円
申請方法	<u>展示会等の出展前に商工会窓口にある所定の申込用紙に必要事項を記入し、申込を行ってください。</u> 交付決定額が事業予算額に達した時点で申込受付は終了させていただきます。 また、申請時に商工会職員による内容の確認をさせていただきます。

## 添付書類 実績報告

展示会等の申込案内など

展示会等への出展終了後、所定の実績報告書を提出していただきます。  
展示会等当日のパンフレット（出展確認用）、展示会等への出展状況の確認が出来る写真（ブース全体、出展、状況等）を数枚ご用意ください。

「新商品掲示物・配布物」、「自社または新商品のPR動画作成」については、作成物を提出して頂きます。

「新商品掲示物・配布物」に関しては、掲示先または配布先リストを提出して頂きます。

## 助成金交付

実績報告書の提出後、内容確認し、指定口座へ振り込みいたします。

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、または受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、または使用しようとしたとき
- (3) その他助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

## その他

詳細につきましては、商工会窓口で配布する「展示会等出展支援助成事業実施要綱」を参照して下さい。



お問い合わせは、福生市商工会（☎551-2927：担当 柴田）まで